The background of the slide is a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance. The text is centered in the middle of the slide.

令和4年度 動物取扱責任者研修会

動物取扱責任者について

動物取扱責任者とは

- 事業所ごとに設置（複数の事業所の兼任は不可）
- 常勤職員
- 十分な技術的能力と専門的な知識経験を有する
（一定の要件を満たした者）

動物取扱責任者の役割

- 動物の適正な飼養管理
- 顧客への重要事項の説明
- 研修会で得た知識・技術を他の職員全員に指導する

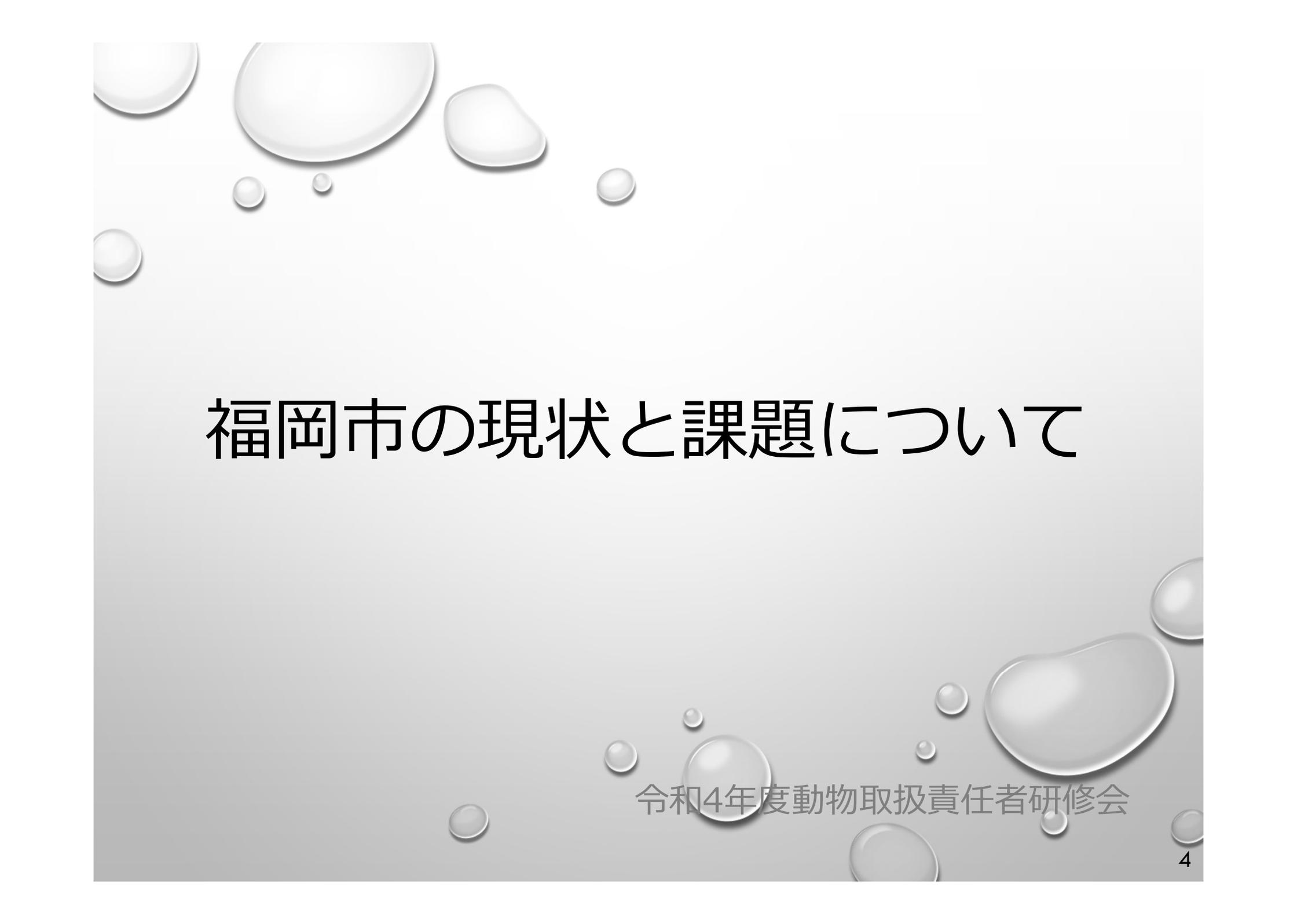
動物取扱責任者研修会について

都道府県等が行う、動物取扱責任者の業務に必要な知識や能力に関する研修



動物取扱責任者には、動物取扱責任者研修を受講することが**義務付け**られています。

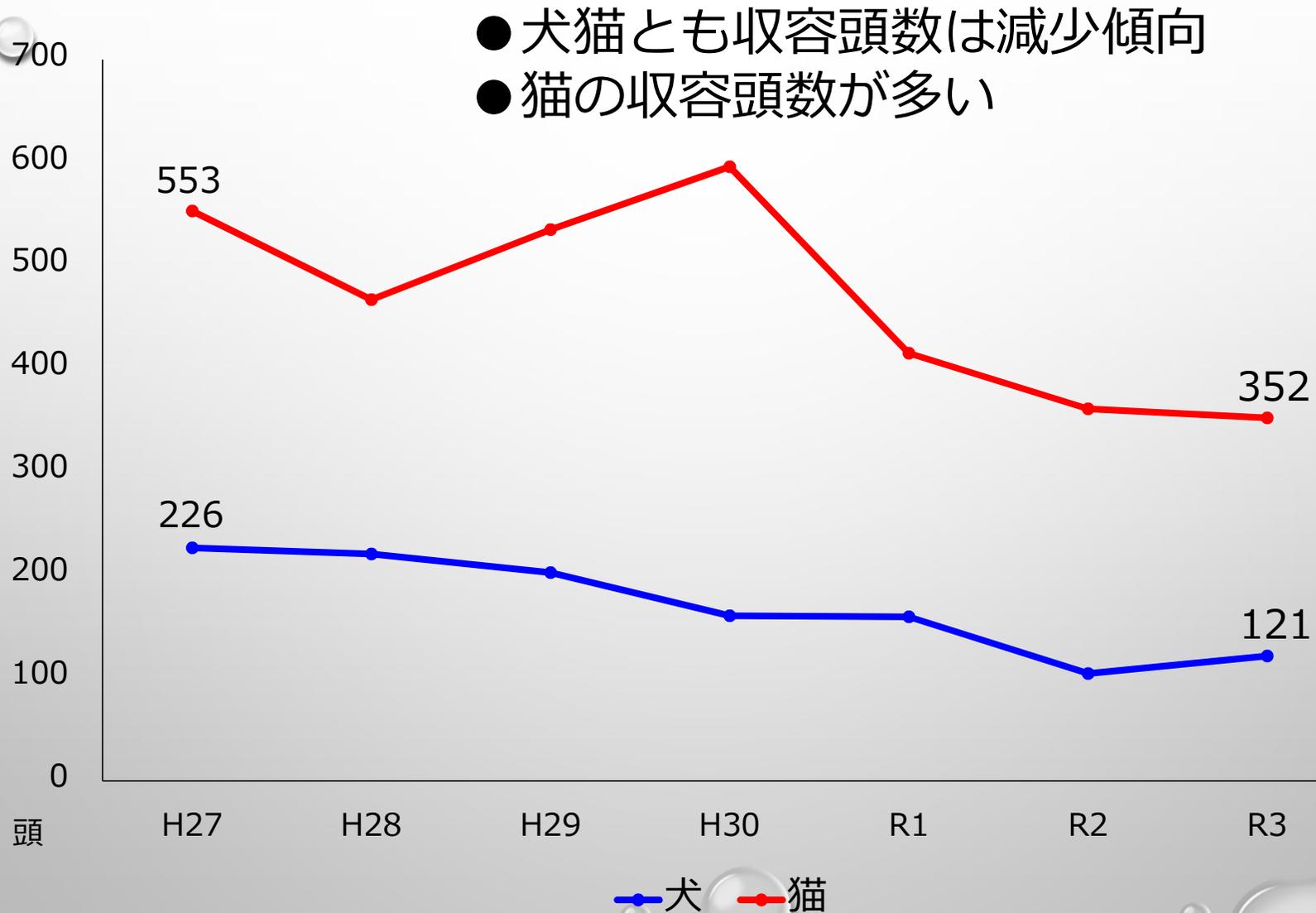
★各事業所の知識や能力のブラッシュアップのため、必ず研修会の受講をお願いします。

The background of the slide is a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance. The main title is centered in the middle of the slide.

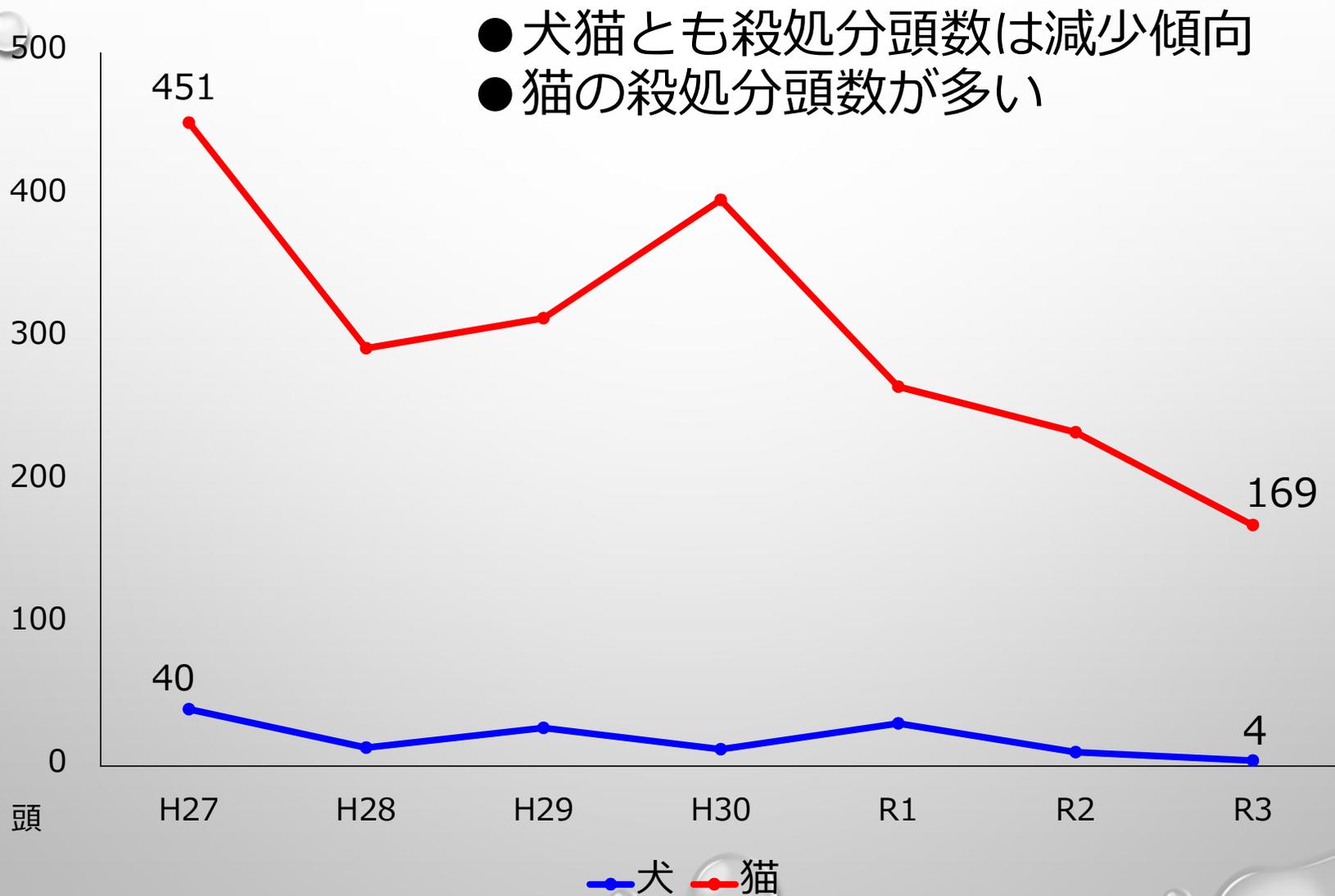
福岡市の現状と課題について

令和4年度動物取扱責任者研修会

犬猫の殺処分状況



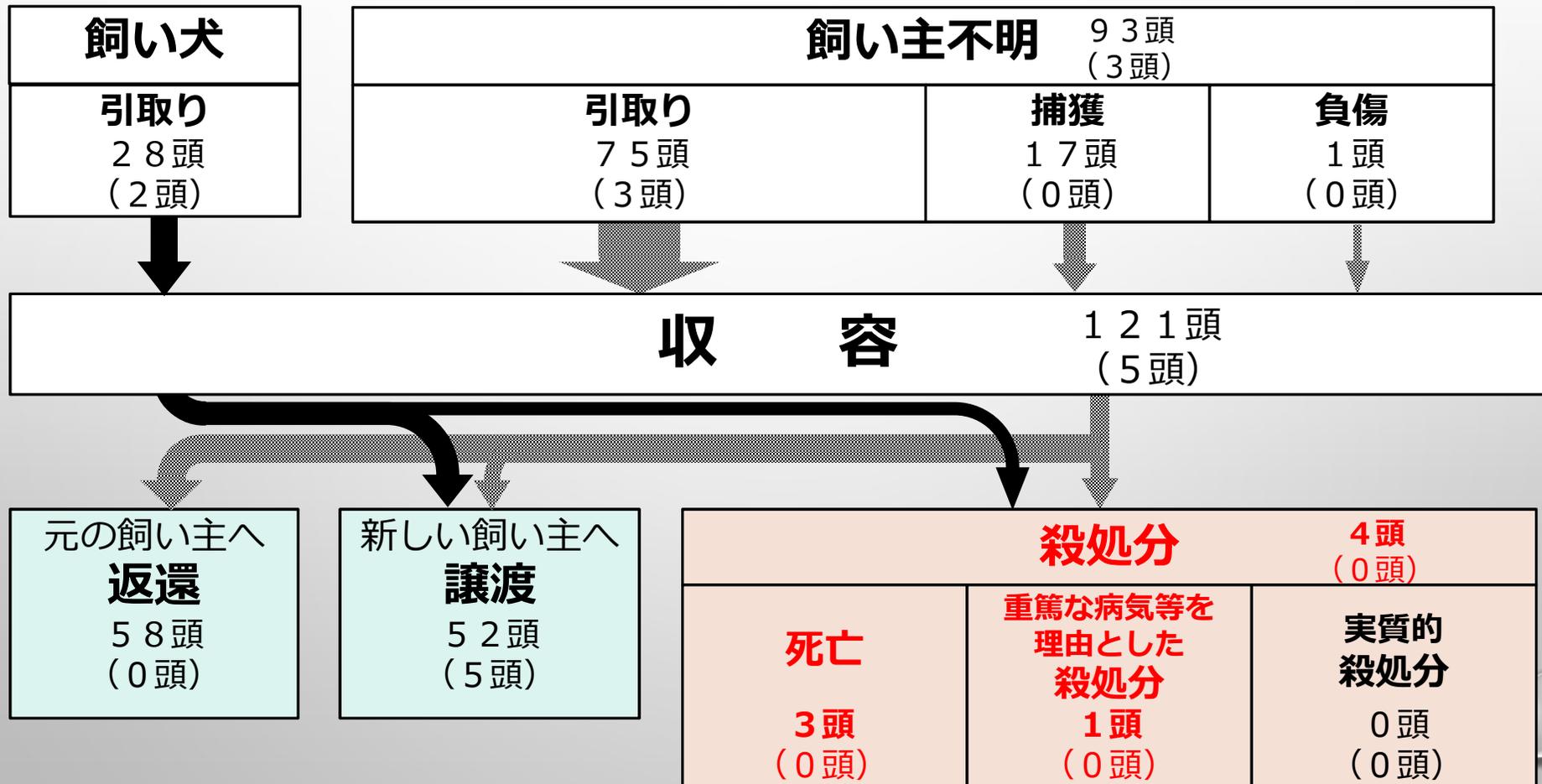
犬猫の殺処分状況



収容措置状況 (R3)

【犬】

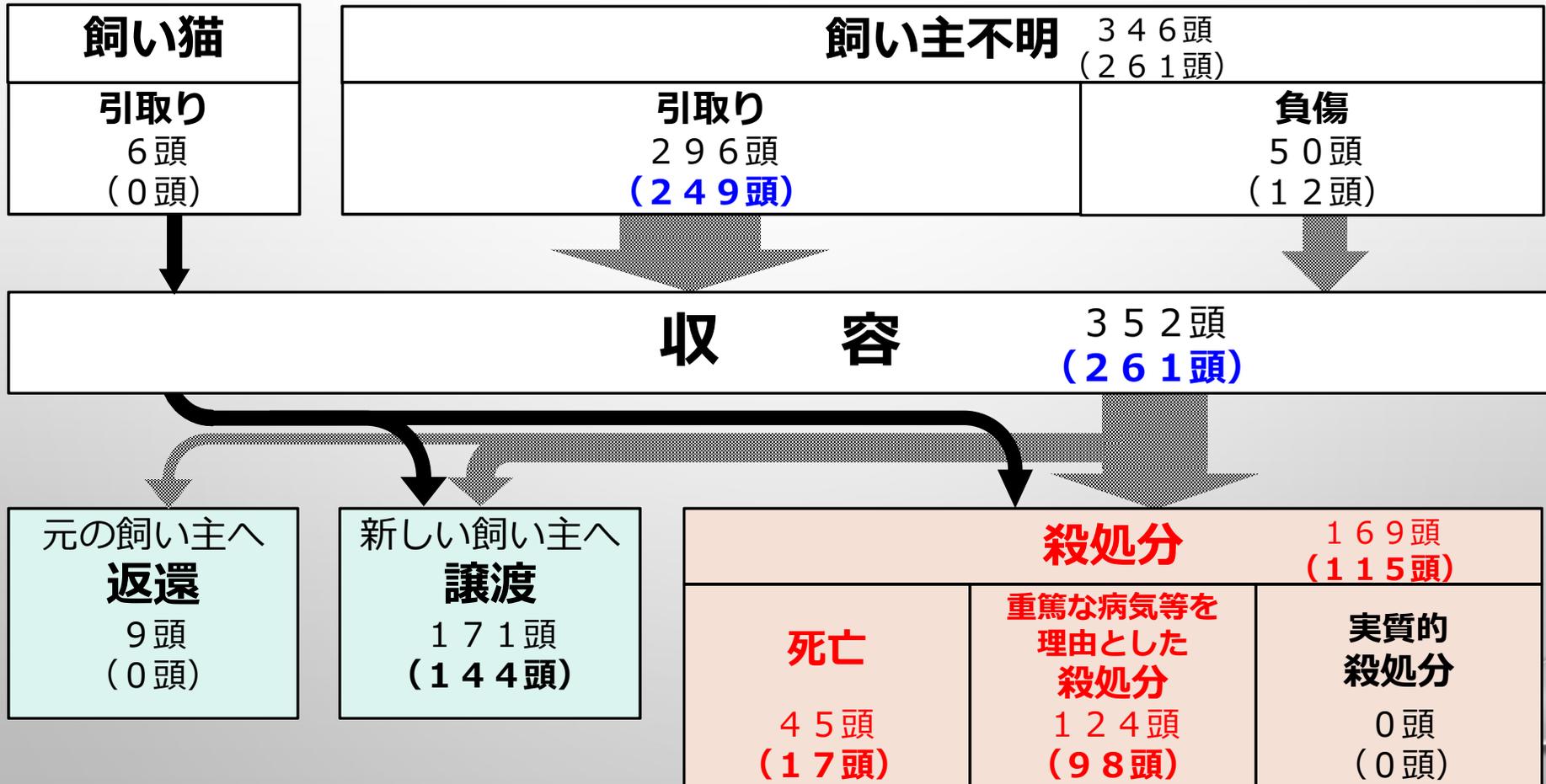
() うち子犬の数



収容措置状況 (R3)

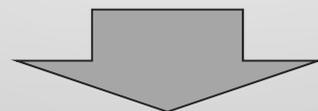
【猫】

() うち子猫の数



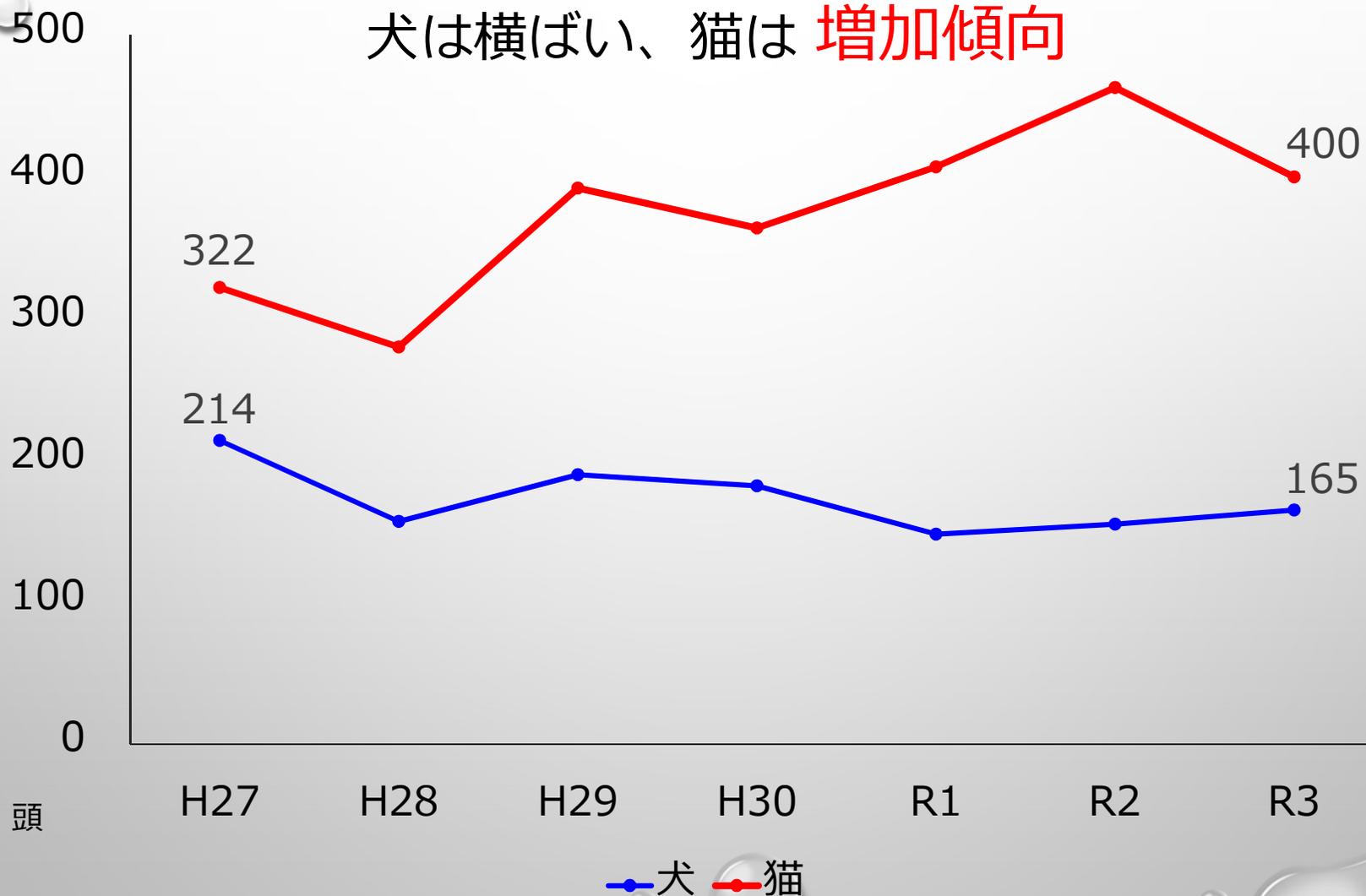
飼い犬・猫の引取り理由

犬	猫
引っ越し	飼い主が病気
飼い主が病気	引っ越し
咬みつくなど気性が荒い	猫が病気・老齢
これ以上の頭数が飼えない	ペット禁止住宅
鳴き声	これ以上の頭数が飼えない



飼えなくなった場合の備えが大切

犬猫に関する苦情件数



犬猫に関する苦情内容

犬	猫	
	飼い猫	野良猫
鳴き声	糞	不適切な給餌
糞の放置	悪臭	糞
放し飼い	多頭飼育	悪臭
不適切な飼育	庭を荒らす	物の被害
悪臭	物の被害	庭を荒らす

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画 (令和4年4月策定)

- ・ 計画策定の趣旨

福岡市の動物愛護管理施策を効果的・効率的に推進

- ・ 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現

- ・ 計画の実施期間

2022年度から2031年度まで（10年間）
（5年を目途に見直しを実施）

わんにゃんよかネット →



第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

● 目指すべき姿 「人と動物の調和のとれた共生社会」の具体的将来像

(1) 市民一人ひとりが動物の命を尊重するまち

市民に命を大切にできる心や他者に対する思いやりが育まれ、動物の好き嫌いや動物の飼育の有無に関わらず、市民一人ひとりが動物の命を尊重し、適正に取り扱います。

(2) 動物を飼うことに責任を持ち、マナーやルールが守られるまち

動物の飼い主は、その責任を自覚し、鳴き声や糞尿などによる周辺への迷惑や人への危害などが起きないように適正に飼育管理します。

また、飼い主のいない動物に関わる際には、不適切な給餌等により周辺の迷惑とならないよう配慮します。

(3) 動物の愛護と管理についての理解が深まり、 さまざまな立場の人が尊重し合い、つながるまち

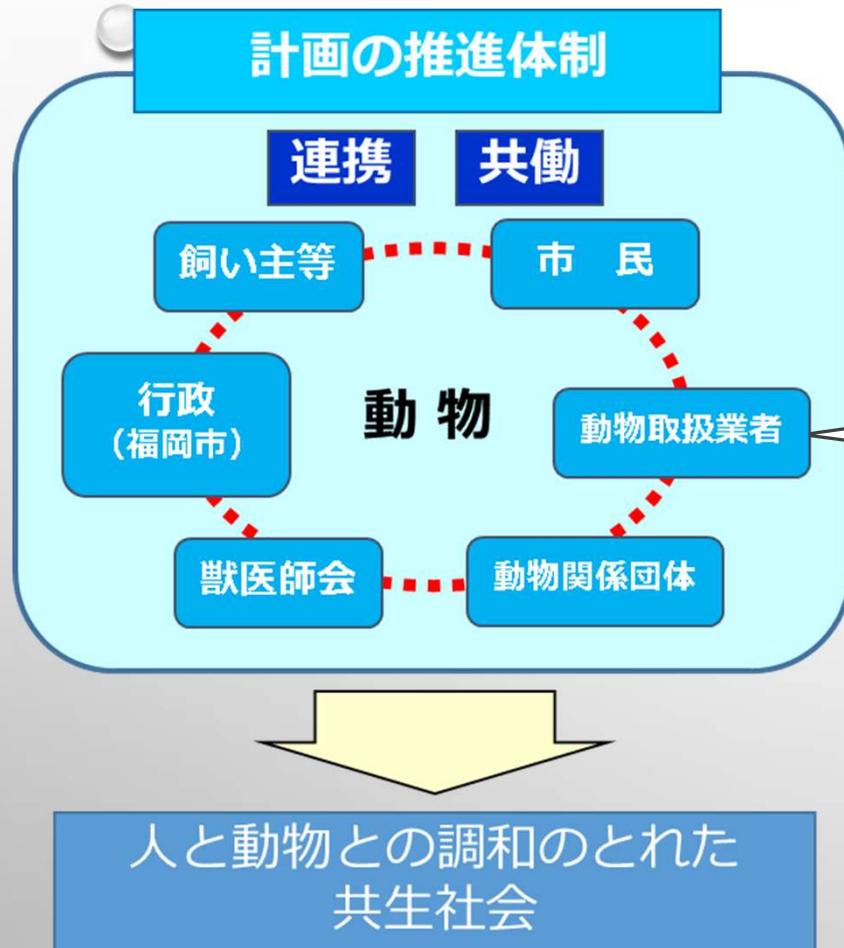
動物の愛護と管理について、どちらも欠くことのできないものとして市民が理解を深め、人も動物も住みやすいまちにするため、動物に対するさまざまな立場の人が互いに尊重し合い協力していきます。

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

目標（令和13年度まで）

殺処分頭数	犬猫の収容頭数
犬 5頭以下 猫 100頭以下	犬 50頭以下 猫 180頭以下
犬猫の苦情件数	犬の登録と狂犬病予防注射
年間300件以下	飼育犬すべての実施

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

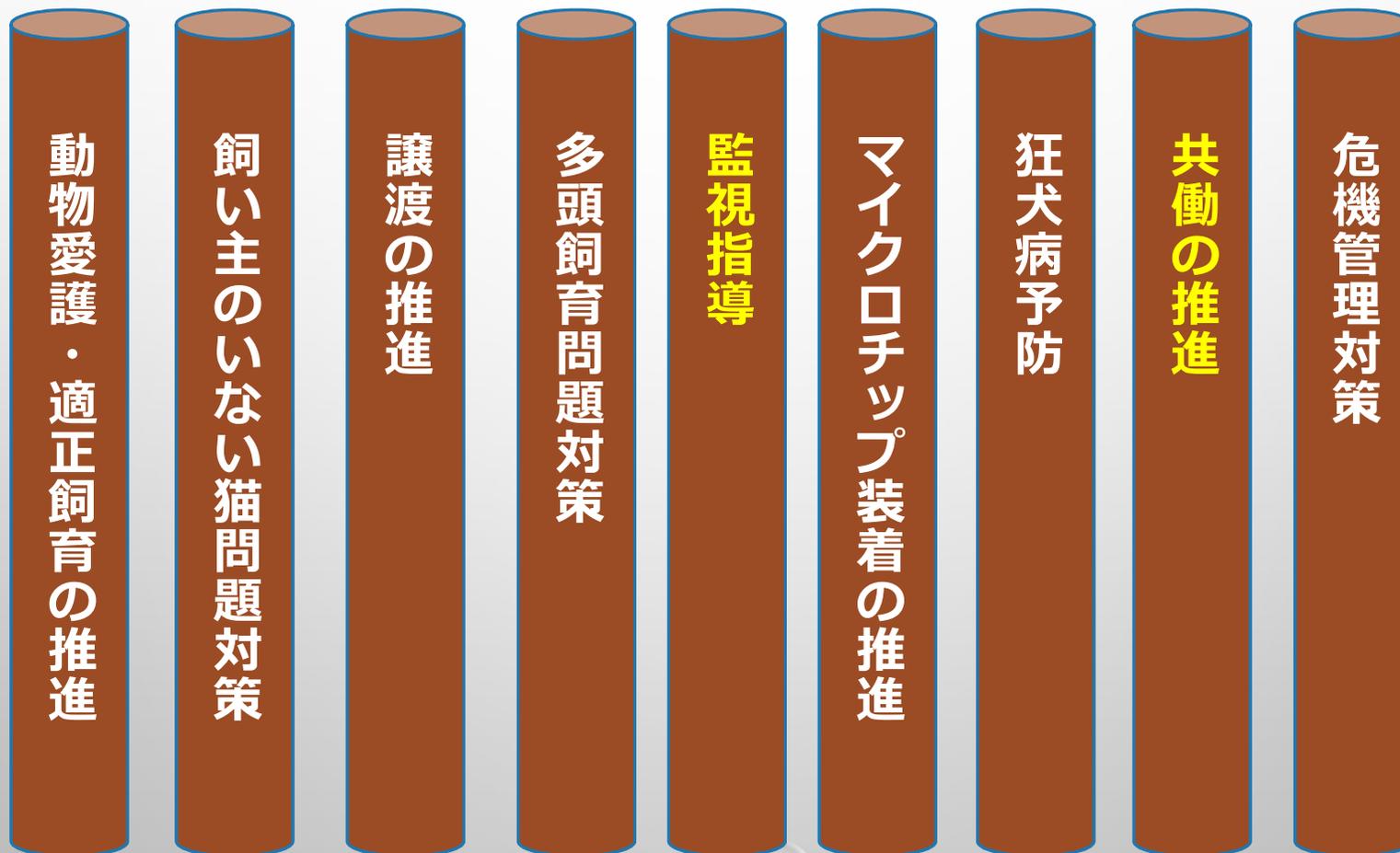


動物取扱業者の責務

- ・動物の適正な取扱い
- ・飼い主などへの適正飼育の説明や情報提供

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

施策の柱



第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

監視指導

- ・ 監視指導への協力（登録・更新時、定期立入等）
- ・ 動物取扱責任者研修会の受講
- ・ 動物取扱業者の自主努力の取組みの促進

共働の推進

- ・ 犬猫の譲渡推進のための譲渡サポート店への協力
- ・ センターの取組みに協力するボランティアへの参加

譲渡サポート店制度

センターの譲渡犬猫をペットショップ、猫カフェ、ペットホテルなどの施設で預かっていただき、犬猫の出会いの場として、譲渡のサポートをしていただく制度。

主に猫の譲渡のご協力をお願いしています。

協力店舗:15店舗

主な認定基準

- 福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬又は猫の飼養施設を有すること。
- センターの譲渡犬猫を施設で預かって飼育し、飼い主さがしをしていただくこと。

ぜひご協力お願いします！



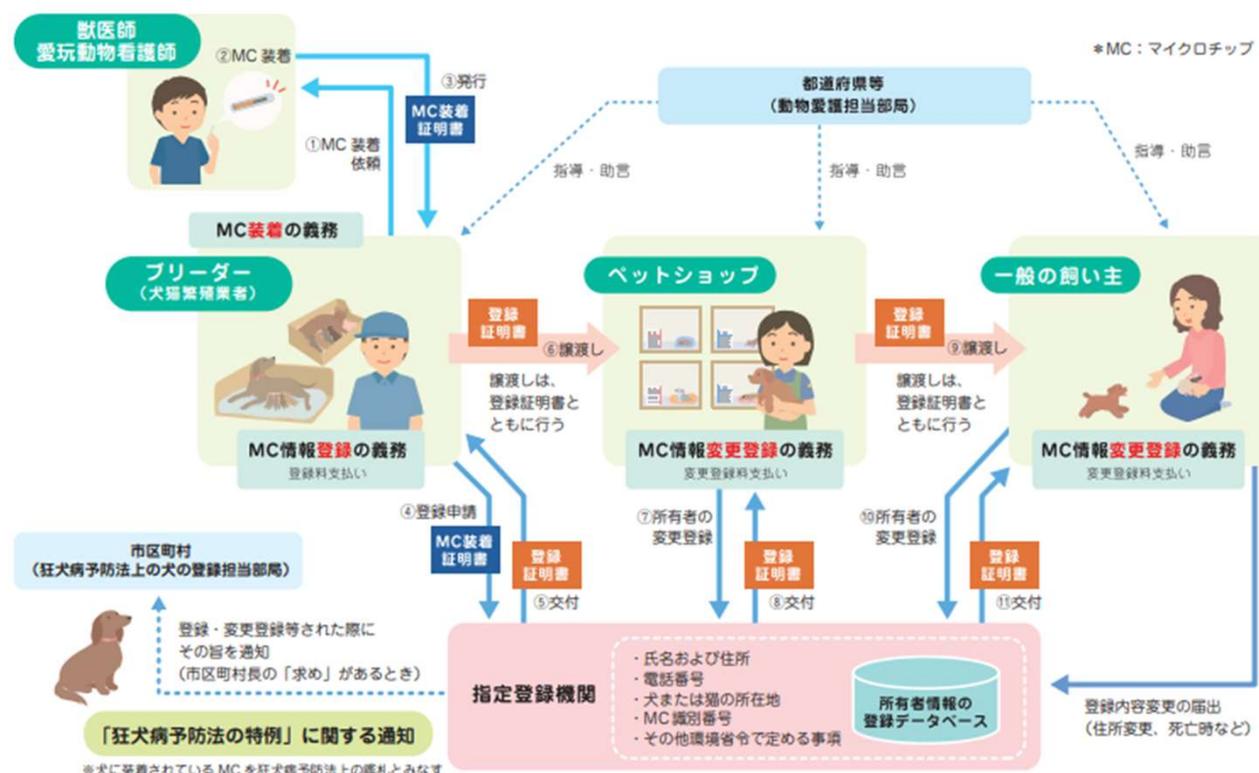
マイクロチップ装着等の義務化について

令和4年6月1日施行

お願い！

- ・ 販売する犬猫へのマイクロチップ装着
- ・ 環境省データベースへの情報登録
- ・ 販売した飼い主さんへの変更登録

犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像



● 犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。

● MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

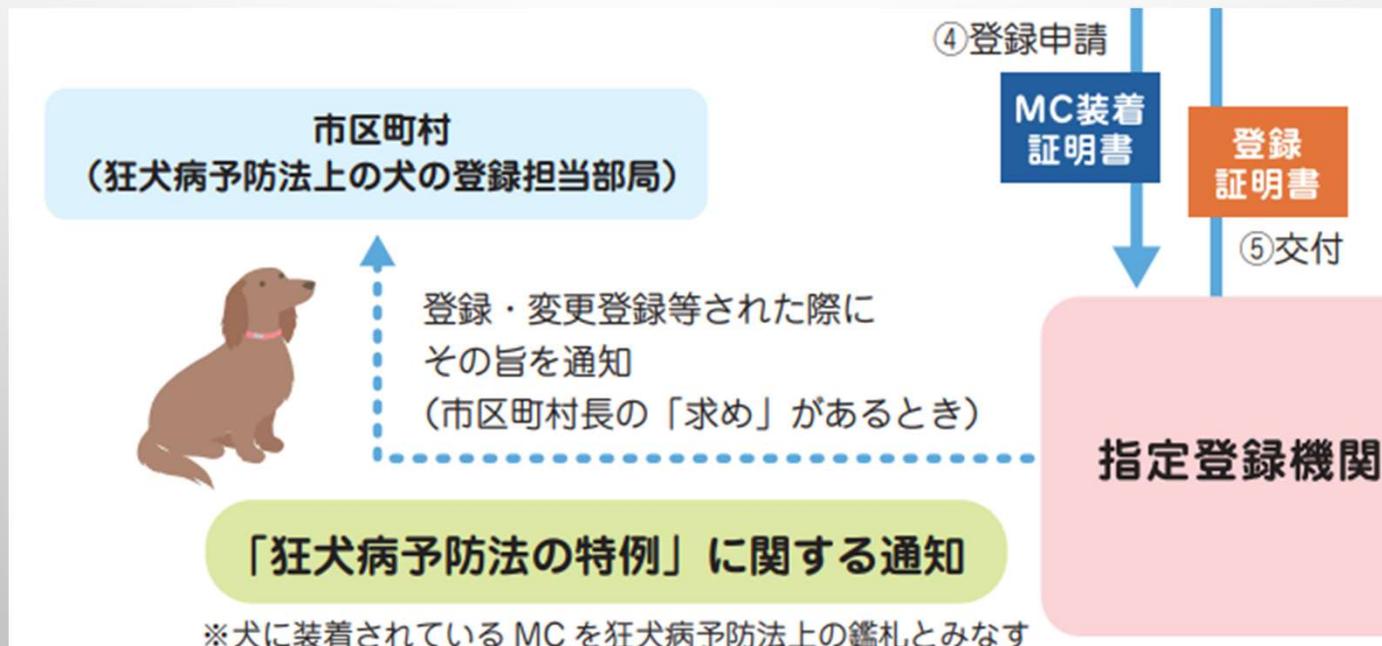
※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

マイクロチップ義務化に伴う特例制度について

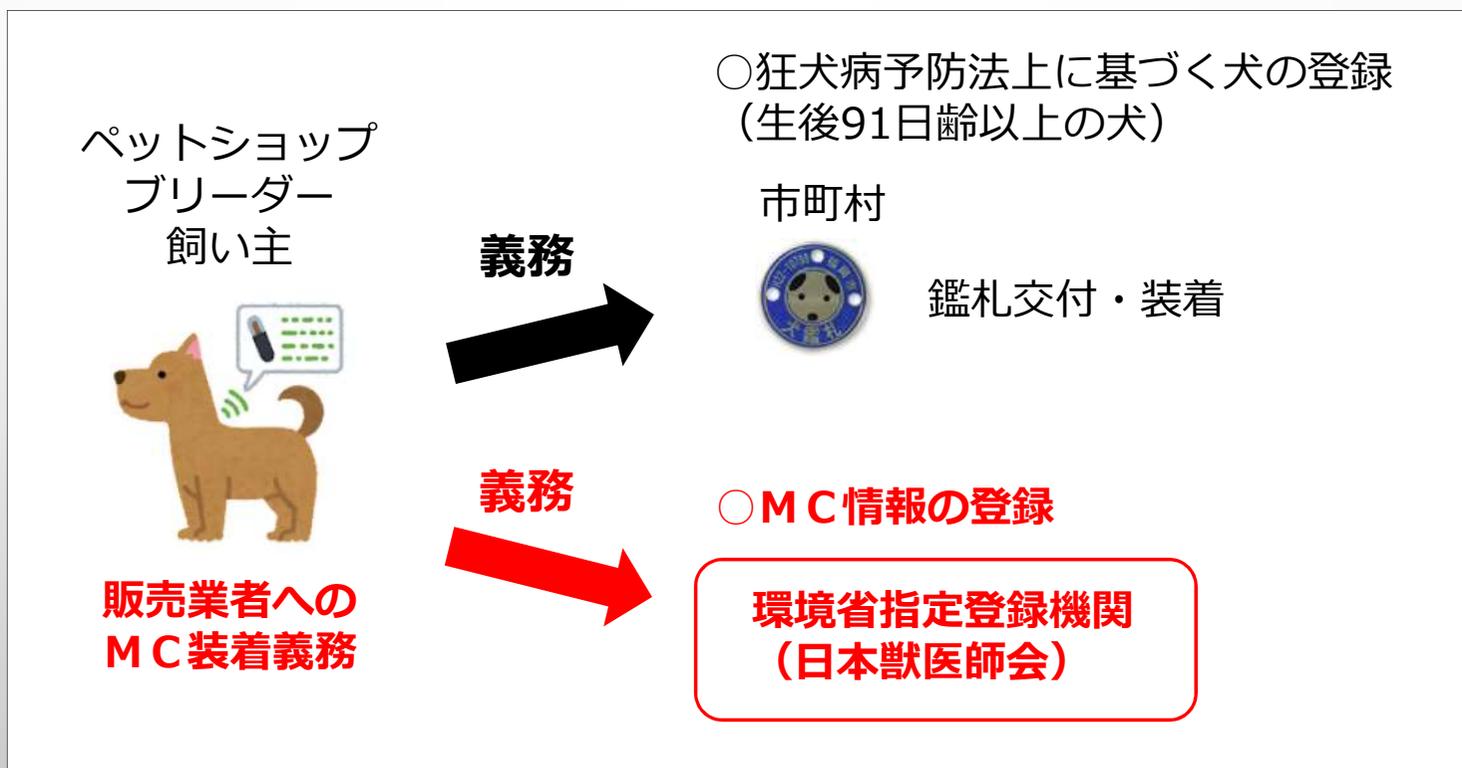
狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度

- MC登録情報が、指定登録機関から特例制度参加市町村に通知される。
- 市町村で犬の登録が完了した場合、MCを鑑札とみなす。



マイクロチップ義務化に伴う特例制度について

6月1日～特例制度に参加しない場合

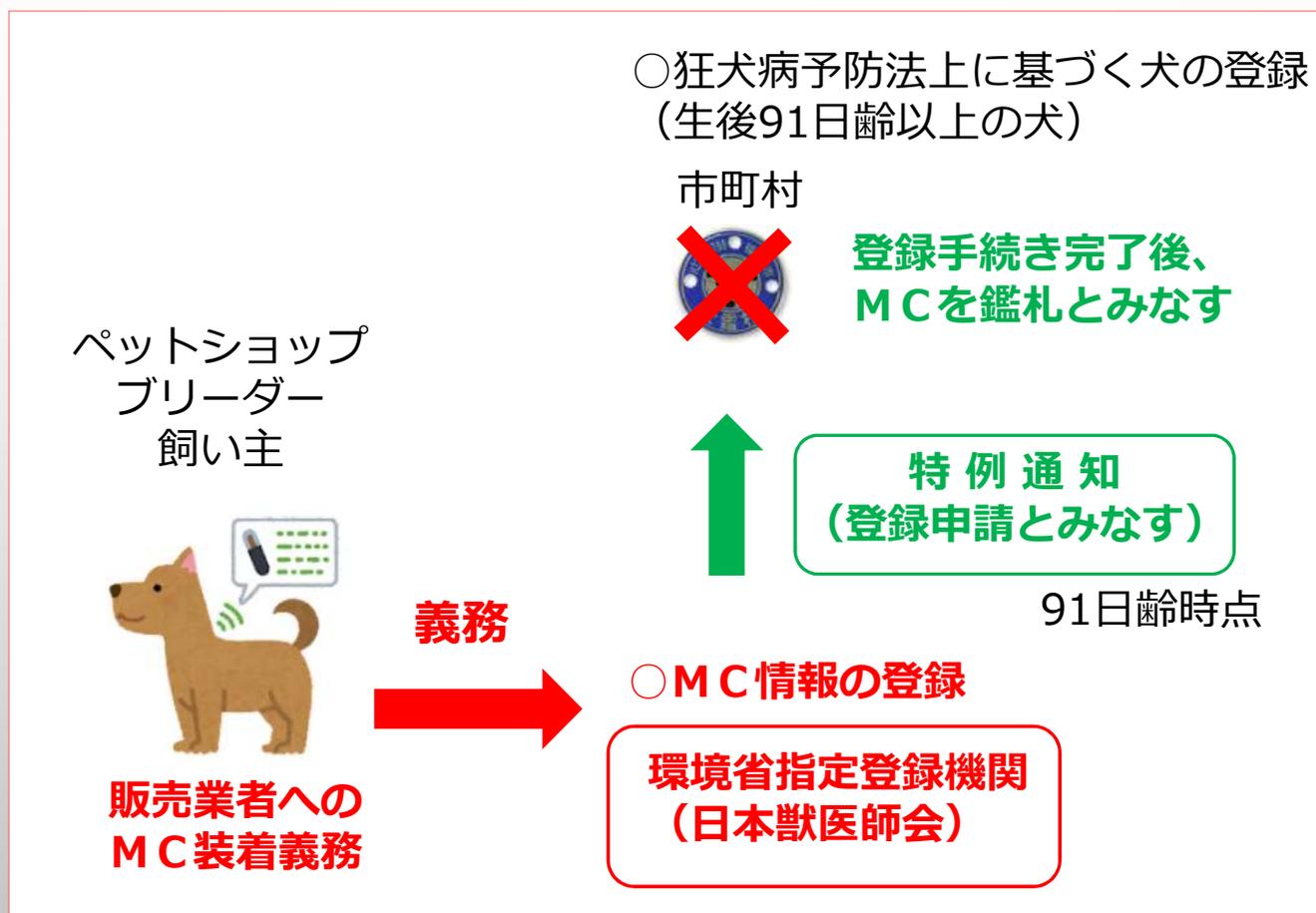


福岡市は特例制度に参加してない

→ これまで同様、犬の登録と鑑札の装着が必要

マイクロチップ義務化に伴う特例制度について

6月1日～特例制度に参加する場合



特例制度への参加については検討中

お疲れ様でした

ご清聴
ありがとうございました

